

2025 年 1 月 24 日

年度初めの建設業者の仕事の確保を目指して！

「債務負担行為」として、建設工事の早期発注を実施

- ① 西川町は、「隠れ積雪日本一」の町であり、町民向けアンケートによれば、冬の除雪対応は、「重要であり、概ね満足している」と回答をいただき、現在の除雪体制や除雪スキルを維持していく必要がある。
- ② 人口減少・少子高齢化により、町の建設会社における除雪作業員の確保は難しく、今後、処遇改善を図り、人材を確保し、新たな担い手に除雪スキルを継承できなければ、現状、町民に満足頂いている除雪運営体制を維持できなくなる。そのためにも、暖冬時における補償や前倒し発注による作業員のモチベーションの維持、改正労働基準法改正における働き方改革の実施に伴う工事の平準化（繁閑差の縮小）が課題となっている。
- ③ 昨年の 2 月 28 日に、町は建設クラブと「覚書の締結」を行い、予算面での暖冬対策と工期の柔軟化を実施。今年度も引続き、令和 6 年 12 月議会において「債務負担行為」を設定し、以下の建設工事の早期発注を実施します！

1 「債務負担行為」を利用した建設工事一覧

事業名	場 所	工 期	備 考
① 町道桂林線側溝整備事業	岩根沢	R7. 2 月下旬～7 月末	側溝整備
② 町道綱取沼の平線側溝整備事業	綱取	〃	蓋掛け
③ 町道維持補修事業	町内一円	R7. 3 月中旬～7 月末	ライン引き直し
④ 海味大堰整備事業	海味	R7. 2 月上旬～5 月末	ゲート補修
⑤ 林道沼の平小倉線側溝整備事業	岩根沢	R7. 2 月下旬～7 月末	蓋掛け



2 覚書の内容と今後の対応 ～除雪作業員の確保及び働き方改革の実現に向けて～

【暖冬対策】

- ・暖冬対策：建設業における除雪作業員の人員確保に向け、暖冬時の最低補償を行う
- ・暖冬時の最低補償は令和 6 年度より除雪業務委託契約の仕様書に明記する

【豪雪地帯における働き方改革への対応】

- ・改正労働基準法による罰則付きの時間外労働時間規制が令和 6 年 4 月から建設業に適用されたことや、西川町が全国有数の豪雪地帯であることを踏まえ、「債務負担行為」（工期を必ずしも 3 月末にこだわらない事業の実施）を活用した工事発注の平準化と工期の柔軟性を図る。

【町 HP に掲載】

<https://www.town.nishikawa.yamagata.jp/soshiki/kensetsu/2285.html>

